

木質バイオマス問題の

真相を明らかにする市民の会

ニュースレター

No.32

2023.1.27

事務局

〒729-6132 庄原市本郷町540

深屋 進 090-1682-4782

控訴審でも私たち原告住民が勝利

すでにマスコミ報道等でご承知のとおり、1月11日に開かれた控訴審判決公判において控訴人(庄原市)の控訴が棄却され、庄原市は前市長に対して損害賠償を請求せよとの判決が下されました。(判決理由骨子を裏面に掲載します。判決文自体をご希望の方は、実費にてコピーをお渡します。事務局または原告団にお申し付け下さい。)

判決文は122頁にも及び、高等裁判所は、第一審判決の判断の基礎となった証拠や証言などを精査し、控訴人が新たな証拠が見つかったと主張した証拠書類についても十分吟味して、弁論再開申し立てを認めず、今回の判決に至りました。

これに対して庄原市は20日の議員全員協議会の場で「市としては上告しない」との態度を明らかにしました。遅きに失したとは言え、賢明な判断だと評価します。

一方、補助参加人である前市長は23日、上告受理の申立てを行いました。申立ての理由は今のところ明らかではありませんが、申立てから50日以内に理由書を提出しなければならないこととされていますので、3月半ばには理由が明らかになると思われます。ただし、二審までとは違って、被上告人(原告側)には原則として送達されないとのこと。ただし、被上告人側の弁護士が理由書の送付を希望すれば認められるようです。

「上告提起」

原判決(高等裁判所の控訴事件の判決)について憲法違反や法律に定められた重大な訴訟手続の違反事由が存在することを理由とする場合の不服申立ての方法

「上告受理申立て」

原判決について判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを理由とする場合の不服申立ての方法

私たちが今回の補助金交付事件で裁判を提起したのは、2億3800億円余(市民一人当たり約7000円)もの公金を無駄にした責任を明確にして欲しい、そして事業の透明性を欠き、市民から広く意見を聴取することもなく、議会への進捗状況の情報提供もほとんどされずに行われた執行体制を改めて欲しいとの思いからです。昨年11月に締結された(株)ウッドワンとの立地協定も結果だけが突然発表されて驚いた市民も多かったと思います。政策目的が正しければ何をやってもいい訳ではありません「目的は手段を正当化しない(評論家・加藤周一)」。透明で公正な事務執行こそ行政が市民の信頼を得るために必要なことです。市民が主人公の立場に立った執行を求めて運動していきましょう。

判決骨子

(控訴人=庄原市長 被控訴人=原告9名)

【事案の概要】

庄原市は、木質バイオマス関連事業である排ガス浄化液等バイオマス関連製造事業(以下「本件事業」という。)を実施するため、国から国庫補助金である地域バイオマス利活用交付金の交付を受け、本件事業の事業実施主体に対し、平成20年度と平成21年度の2回にわたり、当時庄原市長であった控訴人補助参加人滝口季彦(以下「滝口前市長」という。)がした交付決定に基づいて、上記交付金を原資とする庄原市農林漁業振興補助金(以下「本件各補助金」という。)を交付したが、本件事業は補助金交付直後に破綻した。

本件は、滝口前市長が、故意または過失により、地方自治法232条の2に反する違法な交付を行ったため、庄原市が、2億3806万1169円(交付金のうち国に庄原市が返還した額)の損害を被ったにもかかわらず、庄原市の執行期間である控訴人が滝口前市長に対して不法行為または債務不履行にもとづく損害賠償請求権の行使を違法に怠っているとして庄原市の住民である被控訴人らが、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、控訴人に対し、滝口前市長に対する上記損害賠償請求権を行使するよう求める住民訴訟である。

原審は、被控訴人らの請求を認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

【主な争点】

本件訴えについて、適法な住民監査請求が前置されたか、本件補助金の交付と庄原市の受けた損害との因果関係なども争われたが、主な争点は①本件各補助金の交付が、地方自治法232条の2に反するか、②滝口前市長にそのことに関して故意または過失が認められるかの2点である。

【理由の骨子】

- 1 上記①の点については、本件各補助金の交付目的の正当性を認めつつも、原料の調達可能性、成果物の販路の確実性、自己資金の調達可能性のいずれにおいても、本件事業の実現可能性は、相当低かったから、本件各補助金を交付することとした滝口前市長の判断は、社会通念上著しく妥当性を欠き、その範囲を逸脱して行われ本件各補助金の交付は、地方自治法232条の2に反する。
- 2 上記②の点については、本件各補助金の交付決定に当たり、滝口前市長においては、担当の庄原市職員を介して、上記実現可能性に関する具体的事情を把握し、本件事業の実現可能性等を調査確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったといわざるを得ず、地方自治法232条の2に反する交付決定を行った滝口前市長の判断には過失が認められる。
- 3 本件各補助金の交付と庄原市の損害との因果関係も認められ、被控訴人らの請求には理由がある。

裁判が最高裁判所に移ることになり、弁護士にも追加で費用の支払いが生じます。エネルギー高騰を始め、物価高で生活も厳しいとは存じますが、裁判闘争へのカンパをお願いいたします。

連絡先 原告団事務局

深屋 進

携帯電話 090-1682-4782

勤務先 0824-72-3762(庄原民主商工会)

メール ssmfukaya@nifty.com

【庄原農協東城支店】

普通貯金

口座番号0036678

口座名義 市民の会